

議案第 132 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
盛岡市屋外広告物条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例
盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の一部を次のように改正する。
目次中「を管理する者」を「の管理」に、「第27条」を「第26条の2」に改める。
第4章の章名中「を管理する者」を「の管理」に改める。
第4章中第27条の前に次の2条を加える。

（管理義務）

第26条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に維持しなければならない。

（点検）

第26条の3 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、建築士法（昭和25年法律第 202号）第2条第1項に規定する建築士その他広告物等の点検に関し必要な知識を有する者として規則で定める者に点検をさせなければならない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、第4条第3項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可又は第8条第3項の規定による許可の期間の更新の申請をする場合は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

第27条第1項ただし書を削り、同条第2項中「（昭和25年法律第 202号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間における改正後の盛岡市屋外広告物条例第26条の3第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「規則で定める者」とあるのは、「規則で定める者又は次条第1項の管理する者」とする。

提案理由

広告物等の管理及び点検をしなければならない者を定めるとともに、管理する者を置かなければならない広告物等の範囲を改めようとするものである。